

家庭でできる生ごみの減量

生ごみ処理機等購入の補助制度について

家庭での生ごみの減量は、ごみ焼却処理時に発生する温室効果ガスが削減され地球温暖化の抑制につながります。市では、生ごみ自家処理を推進するため、生ごみ処理機等(電気式処理機・容器・コンポスター)を購入する世帯に購入費の一部を補助します。

①補助内容

- 市内に住所を有する方
- 生ごみ処理機等の購入額の2分の1を補助(100円未満の端数は切捨て)します。※消費税、送料、振込手数料を含む
上限は、電気式の場合1世帯当り1基で20,000円、容器・コンポスターの場合は1世帯当り2基までで1基につき3,000円となります。
(例:3万円の電気式生ごみ処理機購入の場合、補助額は1万5千円)
(例:5万円の電気式生ごみ処理機購入の場合、補助額は2万円)

②申請方法

- 購入店発行の領収書、認印、振込先の口座番号の控えをお持ちになり、環境対策課又は藤代庁舎総合窓口課へ申請してください。

③ご注意

- 一度補助を受けた世帯は、その後は電気式の場合は補助金の交付より5年間、容器・コンポスターの場合は3年間は補助の対象になりません。
- 領収書は必ず購入者の氏名と生ごみ処理機を購入した旨記載のあるものとなります。

ホームページからのご確認できます。



資源物集団回収助成金交付制度について

資源物を回収した団体(自治会、子ども会、婦人会等の団体)に対し、回収重量1kgにつき4円の助成金を交付しています。

- 対象団体 自治会、子ども会、婦人会等の団体
 - 回収品目 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ビン(飲食用のみ)、空き缶
 - 実施回数 年度内3回以上
 - 交付金額 回収重量(1kg)×4円 ※1円未満の端数は切り捨て
 - 助成金交付 年1回または年2回
 - 新規団体の登録 団体届出書を市役所環境対策課に提出(届出書は環境対策課窓口またはホームページで入手できます)
- ※登録後、年度内に3回以上実施してください。

ホームページからのご確認できます。



使用済み植物性食用油の回収について

使用済み植物性食用油の回収を実施しています。回収された油は、BDF(バイオディーゼル燃料)にリサイクルされます。リサイクルは地球のために、私たちの未来のために。焼却処分はやめて、地球温暖化を防止し、ごみ減量に取り組みましょう。

- 回収品目 サラダ油、ごま油、オリーブオイルなど植物からできている食用油
- ※未使用の植物性食用油も回収できますが、未開封の場合、容器ごと回収ボックスに入れてください。
- 回収場所 取手市役所本庁舎内1階エレベーター前、藤代庁舎内1階入り口前
 - 出し方
 1. 揚げかすを取り除き、油を冷やす
 2. よく洗ったペットボトル(500ml)に油を注ぐ
 3. しっかりフタを閉める
 4. 回収ボックスにペットボトルごと入れる

ホームページからのご確認できます。

